

エブサイト削除等仮処分命令申立事件について、同裁判所が平成28年4月18日にした仮処分決定のうち、被申立人組坂、被申立人片岡、被申立人西島、被申立人宮瀧の各申立てに係る決定は、①別紙ファイル等目録記載の各記事のうち「兵庫県」、「東京都」、「福岡県」、「京都府」に係る部分、②別紙ウェブサイト目録1及び同目録2記載の各記事のうち「兵庫県」、「東京都」、「福岡県」、「京都府」に係る部分、③同目録5記載の記事のうち上記②記載の記事の過去の版のうち「兵庫県」、「東京都」、「福岡県」、「京都府」に係る部分を除き、これらを取り消す。

- 2 上記変更して認可された仮処分決定のうち、被申立人同盟の申立てに係る決定は、これを取り消す。
- 3 手続費用は、被申立人らの負担とする。

理 由

第1 事案の概要

本件は、申立人が、主文記載の仮処分に関し、本案判決において被申立人同盟の請求が棄却され、その他の被申立人らの請求は一部のみが認容され、その余の請求が棄却され、その判決が確定したことが事情変更に当たるとして、民事保全法38条1項に基づき、別紙事情変更による保全変更申立書の写し（ただし、別紙判決書部分を除いた写しである。）の申立の趣旨記載のとおりの決定を求めた事案である。

第2 当裁判所の判断

- 1 一件記録及び審尋の全趣旨によれば、次の事実を一応認めることができる。

(1) 仮処分の申立て等

権利能力なき社団である被申立人同盟及びその構成員である被申立人組坂、被申立人片岡、被申立人西島及び被申立人宮瀧（以下、この4名を「個人被申立人ら」という。）ほか1名は、昭和11年3月に編纂された「全國部落調査」と題するかつて被差別部落があったとされる地域（以下「本件地

域」という。)の調査結果をまとめた資料に基づく別紙ファイル等目録記載のファイル(以下「本件ファイル等」という。)を申立人が申立人開設のサイトに掲載し、申立人がドメインを取得したウェブサイト上に、本件ファイル等やこれを基にした情報(別紙ウェブサイト目録記載1、2。以下、これらのウェブサイトや本件ファイルに含まれる本件地域に関する情報を「本件地域情報」ということがある。)、被申立人同盟の役員らの個人情報を含む情報(同記載3)、これらの過去の版等へのリンク等(同記載5)を掲載するなどして、被申立人同盟の業務を円滑に行う権利及び個人被申立人らほか1名の人格権又はプライバシー権を侵害したと主張して、上記の各権利に基づく差止請求権を被保全権利として、申立人に対して、本件ファイル等及び別紙ウェブサイト目録記載の各記事について、仮の削除及び申立人自ら又は代理人若しくは第三者を介してウェブサイトへの掲載、書籍の出版、出版物への掲載、放送、映像化等一切の方法による公表の禁止を命ずる仮処分の申立てをした(横浜地方裁判所相模原支部平成28年(ヨ)第16号)。同裁判所は、平成28年4月18日にこれを認容する仮処分決定(以下「原々決定」という。)をし、原々決定に対し、申立人が申し立てた保全異議(横浜地方裁判所平成28年(モ)第4061号)について、原々決定を一部変更した同裁判所の異議決定(以下「原決定」という。)に対し、申立人が保全抗告を申し立てた(東京高等裁判所平成29年(ラ)第782号)ところ、同裁判所は、原決定を変更し、原々決定のうち、次の部分のみを認可し、その余の申立て(仮の削除を求める部分、別紙ウェブサイト目録記載3の記事に関する部分のうち、個人被申立人らほか1名の申立てについての一部、同目録記載4に係る部分、同目録記載5の記事のうち、過去の記事に関する部分を除く部分の各公表禁止を求める部分)を却下した。

ア 個人被申立人らほか1名の申立てについて

申立人は、自らまたは代理人若しくは第三者を介して、①別紙ファイル

等目録記載の各記事、②別紙ウェブサイト目録1及び同目録2記載の各記事、③同目録3記載の記事のうち上記被申立人らの氏名、役職、住所、電話番号、生年月日、略歴、勤務先、出生地、その他上記被申立人らに関する情報を記載した部分、④同目録5記載の記事のうち上記②及び③記載の記事の過去の版につき、ウェブサイトへの掲載、書籍の出版、出版物への掲載、放送、映像化（いずれも一部を抽出しての掲載等を含む。）等一切の方法による公表をしてはならない。

イ 被申立人同盟の申立てについて

相手方は、自ら又は代理人若しくは第三者を介して、①別紙ウェブサイト目録3記載の記事及び②同目録5記載の記事のうち同目録3記載の記事の過去の版につき、ウェブサイトへの掲載、書籍の出版、出版物への掲載、放送、映像化（いずれも一部を抽出しての掲載等を含む。）等一切の公表をしてはならない。

(2) 本案判決の確定

被申立人同盟及び個人被申立人らを含む248名は、申立人ほか2名に対し、人格権に基づく妨害排除請求及び妨害予防請求として、「全國部落調査」に基づく各著作物の出版、販売又は頒布の禁止、本件地域情報及び別紙ウェブサイト目録記載3のウェブサイトのページを含む記事等の削除及び公表の禁止等を求める訴えを提起し、申立人ほか2名は、被申立人ら等に対し、出版妨害、人格権侵害等による共同不法行為に基づく損害賠償請求の反訴を提起した（東京地方裁判所平成28年（ワ）第12785号、第17680号、第28219号、平成29年（ワ）第32358号、平成30年（ワ）第34522号）。同裁判所は、被申立人同盟の差止請求及び反訴請求は棄却したが、個人被申立人らを含む個人が請求した差止請求の一部を認容した。

被申立人同盟、個人被申立人らを含む原告の多数（以下「1審個人原告ら」という。）、申立人ほか2名（以下「1審被告ら」という。）がそれぞれ控訴を

提起した（東京高等裁判所令和4年（ネ）第1893号）ところ、同裁判所は、令和5年6月28日、1審個人原告らの一部の控訴に基づき、これらの者の請求した本件地域情報等に係る部分の差止請求の認容部分を変更したが、被申立人同盟の控訴、その余の1審原告ら及び1審被告らの控訴をいずれも棄却し、1審原告らのうち死亡により訴訟承継が生じた者ら（本件仮処分の当事者のうち個人被申立人ら以外の自然人の当事者1名も含まれる。）の差止請求に関する部分についての訴訟終了宣言をするなどの判決を言い渡し、同判決（以下「本件控訴審判決」という。）は確定した。

本件控訴審判決において、1審個人原告らの差止請求に関し、本件地域に現に住所又は本籍を有する者、過去において本件地域に住所又は本籍を有していた者及び親族が本件地域に住所又は本籍を現に有し又は過去において有していた者は、原則として、人格権に基づく救済が受けられるとして、各原告が本件地域と上記の関係にある都府県に係る部分に限って、本件地域情報に関して、出版の禁止並びに記事の削除及び公表の禁止等の請求が認められるとされた。そして、個人被申立人らの差止請求のうち本件控訴審判決で認容された部分は、被申立人片岡は「兵庫県」に関する部分、被申立人宮瀧は「東京都」に関する部分、被申立人組坂は「福岡県」に関する部分、被申立人西島は「京都府」に関する部分であった。

なお、別紙ウェブサイト目録記載3の部分の差止請求が棄却された理由は、その部分の公表が人格権を侵害する違法なものであるものの、申立人が今後これを公開することが明らかに予想されないため、差止請求は認められないというものであった。

2 以上の事実に基づき判断する。

民事保全法38条1項の保全すべき権利若しくは権利関係又は保全の必要性の消滅その他の事情の変更があるときは、保全命令の要件である被保全権利または保全の必要性に関し、発令当時とは異なった判断をすべき事実や資料を

提出できるようになったことをいい、被保全権利についていえば、本案訴訟で被保全権利の存在を否定する判決が確定したことがその典型的な場合であるといえる。

本件控訴審判決の確定によって、被申立人同盟の差止請求権全部の不存在が、また、個人被申立人らの差止請求については、それぞれ「兵庫県」、「東京都」、「福岡県」、「京都府」に係る部分の差止請求権の存在とその余の部分の差止請求権の不存在が既判力をもって確定したといえる。そうすると、被申立人らの被保全権利について、本案訴訟で請求が認容された部分以外については不存在が確定しているといわざるを得ず、事情変更によって本件仮処分の一部を取り消すのが相当である。

そこで、取消の範囲を検討すると、被申立人同盟については、差止請求権全部の不存在が確定しているから、仮処分の全部を取り消すのが相当である。

個人被申立人らについては、別紙ウェブサイト目録記載3のウェブサイトに関しては差止請求権全部の不存在が確定しているから、全部取り消すのが相当である。本件ファイル等及び別紙ウェブサイト目録記載1、2に関しては、それぞれ「兵庫県」、「東京都」、「福岡県」、「京都府」に係る部分以外についての不存在が確定しているから、これらの都府県を除く部分を取り消すのが相当である。そして、別紙ウェブサイト目録記載5のうち、同目録記載1、2の過去の版については、本案判決で差止が認められたことが明らかではないが、個人被申立人らが同人らに関連する都府県に限って本件地域情報の公表について人格権による救済として差止が認められるという本件控訴審判決の理由中の判断に照らせば、本件地域情報が記載された過去の版の公開も差止める権利があるといえるし、そのように判断することは既判力に抵触しないから、上記都府県に係る部分以外を取り消すのが相当である。

なお、別紙ウェブサイト目録記載3の部分の情報の公表は、個人被申立人の人格権を侵害する違法なものであることは本件控訴審判決でも指摘されてい

るが、同判決において、申立人が今後これを公開することが明らかに予想されないという理由で請求が棄却されていることに照らすと、現段階では、被保全権利が消滅しているというべきであるし、保全の必要性も現時点では認められないから、この部分も取り消すのが相当である。おって、別紙ウェブサイト目録記載3の部分の情報を申立人が公表する可能性が再び生じれば、再度、個人被申立人らが仮処分の申し立てができることはいうまでもない。

3 被申立人らの主張について

被申立人らは、本案判決は、全ての都府県に関する本件地域情報のウェブサイトへの公表等が違法であることを前提に、請求の一部を認める判断をしたものであり、本件地域情報の出版ないし公表が一度されると情報の拡散と損害の発生が不可逆的に拡大することに照らせば、保全の必要性が失われているとはいえないから、事情の変更はなく、本件申立ては理由がないと主張する。

しかしながら、保全命令は、被保全権利と保全の必要性があつて初めて発令できるものであり、被保全権利の不存在が本案判決で確定したことは保全すべき権利若しくは権利関係の変更の典型例であつて、民事保全法38条1項の事情の変更に当たるといわざるを得ない。したがつて、被申立人らの主張は、採用することができない。

なお、被申立人らの主張する被害拡大を防止するために、個人被申立人ら以外の人格権侵害を受けるおそれのある債権者が別途仮処分を申し立てることは否定されない。

4 よつて、本件仮処分決定の一部を取り消すのが相当であるから、主文のとおり決定する。

令和7年10月31日

横浜地方裁判所第3民事部

裁判官 綿 貫 義



(別紙)

ファイル等目録

- 1 <http://files.totoriloop.miya.be/data/2016/%E6%98%AD%E5%92%8C%E5%8D%81%E4%B8%80%E5%B9%B4%E4%B8%89%E6%9C%88%E5%88%8A%20%E5%85%A8%E5%9C%8B%E9%83%A8%E8%90%BD%E8%AA%BF%E6%9F%BB%EF%BC%BB%E7%A7%98%EF%BC%BD%E8%B2%A1%E5%9C%98%E6%B3%95%E4%BA%BA%E4%B8%AD%E5%A4%AE%E8%9E%8D%E5%92%8C%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E5%8D%94%E6%9C%83/%e6%98%ad%e5%92%8c%e5%8d%81%e4%b8%80%e5%b9%b4%e4%b8%89%e6%9c%88%e5%88%8a%20%e5%85%a8%e5%9c%8b%e9%83%a8%e8%90%bd%e8%aa%bf%e6%9f%bb%ef%bc%bb%e7%a7%98%ef%bc%bd%e8%b2%a1%e5%9c%98%e6%b3%95%e4%ba%ba%e4%b8%ad%e5%a4%ae%e8%9e%8d%e5%92%8c%e4%ae%e8%9e%8d%e5%92%8c%e4%ba%8b%e6%a5%ad%e5%8d%94%e6%9c%83.jpg.zip>

上記URLの全ページ。

- 2 <http://files.totoriloop.miya.be/data/2016/%E6%98%AD%E5%92%8C%E5%8D%81%E4%B8%80%E5%B9%B4%E4%B8%89%E6%9C%88%E5%88%8A%20%E5%85%A8%E5%9C%8B%E9%83%A8%E8%90%BD%E8%AA%BF%E6%9F%BB%EF%BC%BB%E7%A7%98%EF%BC%BD%E8%B2%A1%E5%9C%98%E6%B3%95%E4%BA%BA%E4%B8%AD%E5%A4%AE%E8%9E%8D%E5%92%8C%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E5%8D%94%E6%9C%83/%e6%98%ad%e5%92%8c%e5%8d%81%e4%b8%80%e5%b9%b4%e4%b8%89%e6%9c%88%e5%88%8a%20%e5%85%a8%e5%9c%8b%e9%83%a8%e8%90%bd%e8%aa%bf%e6%9f%bb%ef%bc%bb%e7%a7%98%ef%bc%bd%e8%b2%a1%e5%9c%98%e6%b3%95%e4%ba%ba%e4%b8%ad%e5%a4%ae%e8%9e%8d%e5%92%8c%e4%ae%e8%9e%8d%e5%92%8c%e4%ba%8b%e6%a5%ad%e5%8d%94%e6%9c%83.jpg.zip>

%ba%ba%e4%b8%ad%e5%a4%ae%e8%9e%8d%e5%92%8c%e4%ba%8b%e6%a5%ad%e5%8d%94%e6%9c%83.pdf

上記URLの全ページ。

- 3 [上記URLの全ページ。](http://files.tottoriloop.miya.be/data/2016/%E6%98%AD%E5%92%8C%E5%8D%81%E4%B8%80%E5%B9%B4%E4%B8%89%E6%9C%88%E5%88%8A%20%E5%85%A8%E5%9C%8B%E9%83%A8%E8%90%BD%E8%AA%BF%E6%9F%BB%EF%BC%BB%E7%A7%98%EF%BC%BD%E8%B2%A1%E5%9C%98%E6%B3%95%E4%BA%BA%E4%B8%AD%E5%A4%AE%E8%9E%8D%E5%92%8C%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E5%8D%94%E6%9C%83/%e6%98%ad%e5%92%8c%e5%8d%81%e4%b8%80%e5%b9%b4%e4%b8%89%e6%9c%88%e5%88%8a%20%e5%85%a8%e5%9c%8b%e9%83%a8%e8%90%bd%e8%aa%bf%e6%9f%bb%ef%bc%bb%e7%a7%98%ef%bc%bd%e8%b2%a1%e5%9c%98%e6%b3%95%e4%ba%ba%e4%b8%ad%e5%a4%ae%e8%9e%8d%e5%92%8c%e4%ba%8b%e6%a5%ad%e5%8d%94%e6%9c%83.txt.zip</u></p></div><div data-bbox=)

- 4 <http://files.tottoriloop.miya.be/data/2016/zenkokuburaku.html>

上記URLの全ページ。

(別紙)

ウェブサイト目録

- 1 <http://xn--dkrxs6lh1g.xn--q9jyb4c/wiki/%E5%85%A8%E5%9C%8B%E9%83%A8%E8%90%BD%E8%AA%BF%E6%9F%BB>

上記URLの全ページ。

- 2 <http://xn--dkrxs6lh1g.xn--q9jyb4c/wiki/%E5%85%A8%E5%9B%BD%E3%81%AE%E5%90%8C%E5%92%8C%E5%9C%B0%E5%8C%BA>

上記URLページからアクセスすることができる各都道府県ページ。

- 3 <http://xn--dkrxs6lh1g.xn--q9jyb4c/wiki/%E9%83%A8%E8%90%BD%E8%A7%A3%E6%94%BE%E5%90%8C%E7%9B%9F%E9%96%A2%E4%BF%82%E4%BA%BA%E7%89%A9%E4%B8%80%E8%A6%A7>

上記URLの全ページ。

- 4 <http://douwa.jusyopon.com/index.php?title=%E5%85%A8%E5%9C%8B%E9%83%A8%E8%90%BD%E8%AA%BF%E6%9F%BB>

上記URLの全ページ。

- 5 <http://xn--dkrxs6lh1g.xn--q9jyb4c/wiki/%E3%83%A1%E3%82%A4%E3%83%8B3%E3%83%9A%E3%83%BC%E3%82%B8>

上記URLページの「ツール」項目等からアクセスすることができる上記1ないし3の印刷版ページ、過去の版、その他1ないし3の情報が記載された一切のウェブページ。